



鳥取県公報

平成 20 年 1 月 8 日 (火)
号外第 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (1) (行政経営推進課) 3

———公布された規則のあらまし———

鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 地方公務員法の一部改正及び職員の自己啓発等休業に関する条例の制定に伴い、職員の自己啓発等休業の承認等に係る事務手続が定められたことから、当該事務処理の権限を定める。
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、職員の育児短時間勤務の承認等に係る事務手続が定められたことから、当該事務処理の権限を定める。

2 規則の概要

- (1) 地方公務員法及び職員の自己啓発等休業に関する条例に基づく自己啓発等休業の承認等の事務処理権限の区分を次のとおり定める。

区 分	決裁権限
自己啓発等休業の承認及び期間の延長の承認 ア 部長等及び総合事務所に係るもの イ 次長等及び地方機関の長（総合事務所長を除く。）に係るもの ウ ア及びイ以外の職の職員に係るもの	知事決裁 総務部長専決 職員課長専決
自己啓発等休業をしている職員からの報告の受理又は報告の要求 ア 部長等及び総合事務所に係るもの イ 次長等及び地方機関の長（総合事務所長を除く。）に係るもの ウ ア及びイ以外の職の職員に係るもの	副知事委任決裁 部長委任決裁 課長委任決裁又は 地方機関の長委任 決裁
自己啓発等休業の承認の取消し ア 部長等及び総合事務所に係るもの イ 次長等及び地方機関の長（総合事務所長を除く。）に係るもの ウ ア及びイ以外の職の職員に係るもの	知事決裁 総務部長専決 職員課長専決

- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例に基づく育児短時間勤務の承認等の事務処理権限の区分を次のとおり定める。

区 分	決裁権限
育児短時間勤務の承認及び承認の取消し並びに育児短時間勤務の期間の延長の承認 ア 部長等及び総合事務所に係るもの イ 次長等及び地方機関の長（総合事務所長を除く。）に係るもの ウ ア及びイ以外の職の職員に係るもの	知事決裁 総務部長専決 職員課長専決
育児休業に伴う任期付職員及び臨時的任用職員の採用及び当該職員の任期の更新並びに育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の採用	職員課長専決
育児短時間勤務の承認が失効した場合等において、育児短時間勤務職員の業務を処理するために任用した短時間勤務職員の任期等の事情により、当該育児短時間勤務職員に引き続き当該勤務の形態を継続させることの決定 ア 部長等及び総合事務所に係るもの イ 次長等及び地方機関の長（総合事務所長を除く。）に係るもの ウ ア及びイ以外の職の職員に係るもの	知事決裁 総務部長専決 職員課長専決
育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任期の更新	職員課長専決

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成20年4月1日とする(3)の一部を除き、公布日とする。

規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第1号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合は、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後											改正前												
別表第1（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係） 共通事務に係る事務処理権限											別表第1（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係） 共通事務に係る事務処理権限												
事 項		事務処理権限の区分									事 項		事務処理権限の区分										
種 類	内 容	知事	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者						知事	内 容	知事	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者					
			部長	課長	補佐	総括	地方機	副知事	部長	局長	課長				補佐	関の長	総括	地方機	副知事	部長	局長	課長	補佐
略											略												
三 組織 及び人事 管理 に関する 事務											三 組織 及び人事 管理 に関する 事務												
	5	部分休業の承認又は取消し（修学部分休業に係るものを除く。） （一）略 （二）所属職員に係るもの										5	部分休業の承認又は取消し（修学部分休業に係るものを除く。） （一）略 （二）所属職員に係るもの										
	6	職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第99号）第10条第1項又は第2項の規定による自己啓発等休業をしている職員からの報告の受理又は報告の要求 （一）部長等及び総合事務所長に係るもの （二）次長等及び地方機関の長（総合事務所長を除く。）に係るもの （三）（一）及び（二）以外の職の職員に係るもの																					
	7	略										6	略										

8 略
9 略
10 略
11 略
12 略
13 略
14 略
15 略
16 略
17 1から16までに掲げるもののほか (一)～(三) 略
略

7 略
8 略
9 略
10 略
11 略
12 略
13 略
14 略
15 略
16 1から19までに掲げるもののほか (一)～(三) 略
略

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)

個別職員に係る事務処理権限

所 属 名 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称
		専 決 権 者		委 任 決 権 者				
		知事	地方機関 部長 課長 の長	知事	地方機関 部長 課長 の長	知事	地方機関 部長 課長 の長	
略								
職 員 課	一 地方公務員 出に基づ く知事の権 限に属する 事務	略						
	4 同法第26条の2 第11項の規定による 職員の修学部分 休業の承認 (一) 略 (二) 部長等(部 長又はこれに相 当する職の職員 をいう。以下職 員課の項におい て同じ。)及び 次長等以外の職 員(地方機関の 長を除く。)に 係るもの							
	5 同法第26条の5 第5項の規定による 自己啓発等休業 の承認の取消し (一) 部長等及び 総合事務所長に 係るもの (二) 次長等及び 地方機関の長 (総合事務所長 を除く。)に係 るもの (三) (一)及び (二)以外の職 員に係るもの							
6 略								
7 略								
8 略								
9 略								
10 略								
略								

別表第2 (第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係)

個別職員に係る事務処理権限

所 属 名 種 類	事 項 内 容	事務処理権限の区分						地方機関の 長の名称
		専 決 権 者		委 任 決 権 者				
		知事	地方機関 部長 課長 の長	知事	地方機関 部長 課長 の長	知事	地方機関 部長 課長 の長	
略								
職 員 課	一 地方公務員 出に基づ く知事の権 限に属する 事務	略						
	4 同法第26条の2 第11項の規定による 職員の修学部分 休業の承認 (一) 略 (二) 部長等(部 長又はこれに相 当する職の職員 をいう。以下職 員課の項におい て同じ。)及び 次長等以外の職 員(地方機関の 長を除く。)に 係るもの							
	5 略							
6 略								
7 略								
8 略								
9 略								
略								

四 地方公務員 の育児休業 等に関する 法律(平成 3年法律 第110号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同法第2条第1項の規定による職員の育児休業の承認 (一) 部長等及び総合事務所長に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長(総合事務所長を除く。)に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの										
	2 同法第3条第3項の規定による育児休業の延長の承認 (一) 部長等及び総合事務所長に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長(総合事務所長を除く。)に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの										
	3 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し (一) 部長等及び総合事務所長に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長(総合事務所長を除く。)に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの										
	4 同法第6条第1項の規定による職員の任期を定めた採用又は臨時採用の決定										
	5 同法第6条第3項の規定による任期を定めて採用された職員の任期の更新										
	6 同法第10条第1項の規定による育児休業期間の承認 (一) 部長等及び総合事務所長に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長(総合事務所長を除く。)に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの										
	7 同法第11条第2項で準用する同法第10条第3項の規定による育児休業期間の承認 (一) 部長等及び総合事務所長に										
四 地方公務員 の育児休業 等に関する 法律(平成 3年法律 第110号) に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同法第2条第1項の規定による職員の育児休業の承認 (一) 部長等に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの										
	2 同法第3条第3項の規定による育児休業の延長の承認 (一) 部長等に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの										
	3 同法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し (一) 部長等に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの										

	<p>係るもの (二) 次長等及び地方機関の長 (総合事務所長を除く。)に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの</p>										
	<p>8 同法第12条で準用する同法第5条第2項の規定による育児時間勤務の承認の取消し (一) 部長等及び総合事務所長に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長 (総合事務所長を除く。)に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの</p>										
	<p>9 同法第18条第1項の規定による育児時間勤務に伴う短時間勤務職員の採用</p>										
略											
九 職員の勤務時間、休暇等に関する条列(平成6年鳥取県条例第35号)に基づく知事の権限に属する事務	<p>1 同条例第2条第5項の規定による勤務時間の変更の承認の申請</p>										
略											
十 職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	略										
十一 職員の育児休業等に関する条列(平成4年鳥取県条例第6号)に基づく知事の権限に属する事務	<p>1 同条例第17条第1項の規定による育児時間勤務をしてきた職員に引き続き当該育児時間勤務と同一の勤務の日及び時間帯において常時勤務を要する職を占めたまま勤務をさせることの本定 (一) 部長等及び総合事務所長に係るもの (二) 次長等及び地方機関の長 (総合事務所長を除く。)に係るもの (三) (一)及び(二)以外の職の職員に係るもの</p>										
	<p>2 同条例第18条第1項の規定による育児時間勤務に伴う短時間勤務職員の任期の更新</p>										
十二 職員の修学部分休	略										

略											
九 職員の勤務時間、休暇等に関する条列(平成6年鳥取県条例第35号)に基づく知事の権限に属する事務	<p>1 同条例第2条第4項の規定による勤務時間の変更の承認の申請</p>										
略											
十 職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づく知事の権限に属する事務	略										
十一 職員の修学部分休	略										

業に関する 条例(平成 16年鳥取県 条例第66 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	<p>十三 職員の 自己啓発等 休業に関す る条例に基 づく知事の 権限に属す る事務</p> <p>1 同条例第2条の 規定による自己啓 発等休業の承認 (一) 部長等及び 総合事務所長に 係るもの (二) 次長等及び 地方機関の長 (総合事務所長 を除く。)に係 るもの (三) (一)及び (二)以外の職の 職員に係るもの</p> <p>2 同条例第7条第 3項の規定による 自己啓発等休業の 期間の延長の承認 (一) 部長等及び 総合事務所長に 係るもの (二) 次長等及び 地方機関の長 (総合事務所長 を除く。)に係 るもの (三) (一)及び (二)以外の職の 職員に係るもの</p>									休業に関す る条例(平 成16年12月 鳥取県条例 第66号)に 基づく知事 の権限に属 する事務	
	十四 略									十一 略	
	十五 略									十二 略	
	十六 略									十三 略	
	十七 略									十四 略	
	十八 略									十五 略	
	十九 略									十六 略	
	二十 略									十七 略	
	二十一 略									十八 略	
	二十二 略									十九 略	
	二十三 略									二十 略	
	略									略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2 職員課の項の九の号の1の改正は、平成20年4月1日
から施行する。